

## 5 新潟県での対応

堀井 淳一

新潟県福祉保健部

### Measures Taken in Niigata Prefecture

Junichi HORII

Department of Health and Social Welfare,

Niigata Prefectural Government

#### 厚生労働省からの通知

米国の同時多発テロに関する厚生労働省からの通知で、バイオテロについて記載があったものは平成13年10月4日付けの通知が最初であった。この通知では感染症発生動向調査（感染症サーベイランス事業）の分析の充実と、各医療機関における適切な対応・処置について依頼する旨が記載されていた。

続いて、厚生労働省結核感染症課から平成13年10月11日付けで、「国内における生物テロ事件発生を想定した対応について」の事務連絡があった。そこでは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）において全数把握の四類感染症と定められている炭疽について、米国での状況をふまえ、感染者を発見した場合は直ちに最寄りの保健所に届け出を行うと同時に国立感染症研究所に情報提供を行うことになっている。

#### 感染症と炭疽

感染症法で定められた一類感染症と二類感染症は法律に基づく入院が必要なため、一類感染症については第1種指定医療機関（新潟県では新潟市民病院）、二類感染症については第2種指定医療機関（新潟県では新潟市民病院、県立新発田病院、長岡赤十字病院、県立六日町病院、県立中央病院、佐渡総合病院の6病院）で対応することになっている。感染症法で炭疽は四類感染症であるため、法律に基づく入院の必要はなく、どの医療機関でも取り扱う疾患と位置付けられている。このため炭疽はどの医師も診察する可能性があるということを留意しておく必要がある。

#### 生物テロに使用される可能性が 高い感染症の分類

厚生労働省からの平成13年10月11日付けの通知で、生物テロに使用される可能性が高い主な感染症として天然痘、炭疽（肺炭疽）、ペスト（肺

ペスト), ボツリヌス毒素が指摘された。

天然痘：既に根絶された疾患ということで感染症法上の分類から外れているが、危険度が高いウイルスであるため、一類感染症に匹敵するような扱いになるのではないかと考えられている。

炭疽 (肺炭疽)：四類感染症

ペスト (肺ペスト)：一類感染症

ボツリヌス毒素：食中毒

乳児ボツリヌス症は四類感染症

### 診断から届出

従来は感染症法に基づき、医師は四類感染症については診断してから7日間以内に保健所に届出をし、一類・二類・三類感染症については、診断後直ちに保健所に届けることとなっている。しかしながら今回の「国内における生物テロ事件発生を想定した対応について」ではこれら4つの疾患 (天然痘, 肺炭疽, 肺ペスト, ボツリヌス毒素) については、確定診断が終わってからではなく、疑いの段階で届出をするようにと依頼している。特に天然痘については、実際に診察したことのある医師はいないと考えられるので、水痘 (四類感染症であり定点からの報告) の成人での発生を診断した際に、疑わしいと思われるものについては報告をするようにお願いしている。

当係ではこれらの通知を国から受け取り、各医師会を通じて会員の医師の方々に周知していただいたところである。また、感染症指定医療機関、保健所にも同様の通知を送っている。

### 新潟県での対策

新潟県における一連の炭疽菌関連の事件、炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等、特に「白い粉」への対応について以下に述べる (図1)。該当するものが発見された場合、事件性が強く疑われるため、まず警察へ届け出てもらい、警察がその不審物を採取する。警察から当係に連絡があり、

地方衛生研究所等に検査・鑑定を依頼することになっている。県警察本部にはバイオテロに対し対応できる防護服が数着装備されている。ただ、海外からのダイレクトメール等、全く「白い粉」が認められないのに警察に通報があるケースが非常に多いということもあり、そのような場合での出動は現状ではないとのことである。

警察に検査・鑑定依頼を受けた「白い粉」については、警察の中の科学捜査研究所 (科捜研) の方でも検査は可能ではあるが、細菌等を採取するための安全キャビネットが装備されていないので、それが装備されている地方衛生研究所 (新潟県では保健環境科学研究所) で検査を行って対応するようにと (厚生労働省より平成13年10月18日) 依頼があった。ただし路上に「白い粉」があり、近くの歩行者が次々と倒れているような場合は、原因として全く別のものが疑われるので、警察の対応が第一となる。

また、新潟市内においては、新潟市が中核市ということで保健所が独立しており、検査所も独立しているため、市内で発生した事例については、新潟市の衛生試験所で検査する。新潟市を除く新潟県内で発生した場合は保健環境科学研究所で対応する。

運び込まれた検体の検査では、まずグラム染色・ギムザ染色・莢膜 (芽胞) 染色の3種類の染色を行い、疑わしいものかどうかを確認する。この検査自体は1~2時間程度で完了する。ここで疑わしい結果が出た場合は、更にPCR (polymerase chain reaction) による炭疽菌の遺伝子解析等を行い、確定する。この態勢は地方ではまだ十分整っていない可能性があるとの意見もあるが、平成13年10月25日に開催された国の講習会でPCR検査に必要なプライマーを入手することができたため、新潟県の保健環境科学研究所と新潟市の衛生試験所の両方でPCR検査が行われるようになり、その段階まで県で対応することになった。その後、国立感染症研究所に情報を提供し、同時に検査を依頼する。都道府県等衛生部局は、汚染のおそれのある郵便物等が発見された場所にいた人のリストアップ、消毒、正確な情報の



提供等を行う。ただし消毒は地方衛生研究所等で行われた染色試験の結果を見て行う。

実際の対応については、汚染郵便物等の検査の結果、白い粉等が検出された場合、発見された場所にいた方々に対して警察がまず対処し、新潟県庁では警察と連絡を取り合い、その方々のリストアップを行う。その後染色検査の結果を1時間ほど待ち、陽性であった場合は、消毒、検体の採取を行う。検体は鼻腔粘膜、咽頭拭い液から採取したものである。ただし鼻腔粘膜からの検出はあまり当てにならない部分があり、陰性であったとしても、実際には感染しているおそれがあるので、今後検討していく必要がある。しかし現段階ではその場でできるものとして、検体の採取、汚染された場所の消毒、炭疽菌に関する情報の提供を行い、必要に応じて医療機関の受診についての指導も行う。医療機関の受診については、炭疽菌は四類感染症であるため、どの医療機関でも受け入れるという扱いになっているが、原則としてこのような事件が起こった場合、例えば人数が非常に多かった場合は、1つの医療機関で対応できないので、複数の医療機関の協力を得ることになる。また、推奨できる医療機関を尋ねられた場合、基本的にはどの医療機関でも対応できるが、感染症指定医療機関は感染症に対する知識やノウハウが十分にあると紹介することができる。

実際に具合が悪いということで医療機関の方へ掛かりに来た患者の検査は、基本的には染色もしくは培養までは病院または検査機関で行い、極めて疑わしい結果が得られた場合には検体を県の保健環境科学研究所に送付し、PCR検査を行うことになる。

今までの「白い粉」についての届け出数は、平成13年11月16日現在で新潟県の保健環境科学研究所に持ち込まれた事例は全部で20件であった。この20件のうち実際検査に至った件数は6件であった。最初の事例は心当たりのない英国の宝くじのダイレクトメールが届き、警察に検査依頼があったというものであった。このようなケースがかなりの割合で含まれているが、実際に「白い粉」が付着もしくは封入されていない郵便物については検査せず開封して返却した。またユニセフが募金活動としてニューヨークの本部からダイレクトメールを世界各地に送っているとのことであるが、これは同機関のウェブページにも記載されており、炭疽菌に汚染された郵便物と間違わないようにと呼びかけている。今後この郵便物が送付されて国民に不安を招く可能性があるため、それに対するPR等を検討していきたい。また、新潟市の衛生試験所にて行われた検査については、14件の検査依頼があり、実際の検査に至った事例は4件であった。以前、新潟市内において新幹線内で「白い粉」が発見されたとの報道があったが、これは新潟市の事例として含まれている。

平成13年11月17日現在、船舶や飛行機の関係機関とも調整を行っており、新潟に入港してきた船舶にて発見された「白い粉」の事例については海上保安部が責任を持って検査所（県では保健環境科学研究所）に運び込むことになった。新潟空港については、新潟市内にあるため、新潟市が対応することになっている。

なお平成13年10月30日に輸入感染症に関する研修会を開催し、バイオテロに関する講演を行った。